

令和元年度 農地中間管理事業の推進方針

平成 31 年 4 月 作成
令和元年 11 月 改正

静岡県経済産業部
(一社) 静岡県農業会議 (農業委員会ネットワーク機構)
(公社) 静岡県農業振興公社 (農地中間管理機構)

本県農業が成長産業として発展していくためには、ビジネス経営体や認定農業者等の担い手を核とした力強い農業構造を構築していくことが重要である。

このため、農地中間管理事業 (以下、「農地バンク事業」という。) による担い手への農地の集積・集約化を一層推進し、担い手の農業経営の規模拡大、省力化・低コスト化を支援する。

本年度は、令和元年 5 月に農地バンク事業関連法の改正法が公布され、行政及び農業委員会がより主体的に農地の集積・集約化に取り組むことが明確化された。また、同年 11 月 1 日には手続きの簡素化等に係る条項が施行されたところであり、令和 2 年 4 月 1 日には農地利用集積円滑化事業との統合同体化が施行されることとなっている。

これらを受け、本県においても新制度への移行を滞りなく進めるとともに、これを機に、現場の関係者における役割分担の明確化と連携の強化を促していく。

また、関係機関や農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して人・農地プラン実質化の推進や農業農村整備事業等との連携を図り、農地バンク事業の取組を強化することで、担い手への農地の集積・集約化を一層推進する。

1 農地バンク事業による農地集積目標

農地中間管理機構を活用した農地集積面積	1,200ha
---------------------	---------

※市町毎の農地集積目標面積は別紙参照

2 重点的に取り組む事項

(1) 人・農地プランの実質化と農地バンク事業を連動させた推進

- 人・農地プランと農地バンク事業を連動させた推進を図るため、市町は、アンケートに基づく農地情報の図示化を進めるとともに、県、農業委員会、JA、静岡県農地中間管理機構 (以下、「農地バンク」という。) など関係機関による推進体制を構築し、地域の話合いによる将来方針をとりまとめるなど、人・農地プランの実質化を推進する。

- ・ また、県は、農林事務所ごとに定期的に関係機関が集まって検討を行う場を設置し、地域の話合いが進んだ区域は、農地バンク事業の重点実施区域（以下、「重点実施区域」という。）に位置付けるよう働きかける。

（２）重点実施区域における農地バンク事業の着実な推進

- ・ 重点実施区域での農地集積・集約化を推進するため、以下のとおり進捗管理を行い、計画的かつ着実な農地バンク事業活用の促進を図る。
- ・ 重点実施区域での具体的な取組については、取組区域ごとに年間スケジュールや集積目標面積を定めて計画的に推進する。
- ・ 進捗状況の管理については、県庁及び農林事務所による農業・農地連携推進会議の場において検討し、必要に応じて助言・指導を行う。
- ・ 各重点実施区域における現地活動を加速させるため、県、市町、農業委員会、農地バンク、ＪＡ、土地改良区及び地元推進団体など関係機関それぞれの役割及び担当者名を明確にした推進体制を確立し、出し手や受け手に対する意向調査の実施や耕作状況図の作成等について、連携して取り組む。

（３）農業農村整備事業と連携した農地バンク事業の着実な推進

- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業（以下、「機構関連事業」という。）などの農業農村整備事業実施区域における農地中間管理事業の活用を推進するため、事業計画策定段階から、県、市町、農地バンク、ＪＡ、土地改良区等関係団体による事業調整検討会を開催し、関係機関が連携した一体的な推進を図る。
- ・ 農業農村整備事業と農地バンク事業に係る関係機関の連携強化を図るため、県、農地バンク、静岡県農業会議（以下、「農業会議」という。）、静岡県農業協同組合中央会（以下、「ＪＡ静岡中央会」という。）及び静岡県土地改良事業団体連合会（以下、「県土連」という。）は、定期的に五者会議を開催する。
- ・ 優良農地の整備、貸付けを積極的に推進するため、農地バンクは、積極的に農地耕作条件改善事業、果樹経営支援対策事業等の事業主体となり、農地の集積・集約化に取り組む。

（４）補助事業と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 荒廃農地再生・集積促進事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、茶園集積推進事業など各種補助事業の実施と連動した農地バンク事業の活用を推進するため、県、市町、ＪＡなど関係機関は、事業説明会などの機会を利用して積極的にＰＲを行う。
- ・ 事業化の相談があった際には、効果的かつ的確な農地バンク事業の実施に向けて、前述の事業調整検討会を開催し、関係機関が連携した一体的な推進を図る。

(5) 次代を担う農業経営体の育成と農地バンク事業を連動させた推進

- ・ 農業経営の法人化やビジネス経営体の経営発展を促進するために農林事務所に設置した農業経営体を伴走支援する普及指導員の専任チームの活動や、認定農業者、新規就農者、ビジネス経営体等の育成支援に係る活動と併せ、関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。
- ・ 新規就農者の確保・育成を図るため、がんばる新農業人支援事業の地域受入連絡会の構成員である県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と農地バンクが連携・調整して、農地バンクが就農予定農地を中間保有する取組を進める。

(6) 利用権満期更新時における農地バンク事業の活用推進

- ・ 法改正により農地バンク事業と農地利用集積円滑化事業（以下、「円滑化事業」という。）が統合一体化するため、県、農地バンク、市町、JA、農業委員会など関係機関は、円滑化事業による利用権の満期更新期を迎えた農地の地権者及び担い手に対し、農地バンク事業を活用した権利の再設定を促していく。
- ・ また、利用権設定等促進事業についても、担い手の安定的かつ効率的な農地利用の確保のため、農地バンク事業への切替えを積極的に進めていく。
- ・ 利用権満期更新時における農地バンク事業への切り替え等に当たっては、受け手の営農活動に支障なく耕作が継続できるよう、県、市町、農業委員会、JAなど関係機関が連携し、農地中間管理権と貸借権等の権利設定を同日に行うよう推進する。

(7) 集積計画一括方式による農地バンク事業の推進

- ・ 法改正により、集積計画のみで農地バンクを介した耕作者への利用権設定が可能となったことを受け、今後、農地の受け手が決まっている場合は、原則として集積計画一括方式による手続きを行うこととし、手続き期間の短縮や事務手続きの簡素化のメリットを生かし、一層の事業推進を図ることとする。
- ・ 農地バンクは、事業規程を改正するとともに、関係機関に対する説明会等を通じて、新たな手続きの周知徹底を行うとともに、連携を密に図り、円滑に事業を推進することとする。

3 関係機関等との連携による農地バンク事業の推進

農地バンク事業の5年後見直しに伴う法改正等を契機として、農地バンク事業の取組を一層推進するため、「農地バンク5年後見直しを踏まえた関係機関との連携の強化について」（令和元年7月10日付け経済産業部長通知）を参考とし、県域段階や市町段階における関係機関との連携を強化していく。

(1) 関係機関による連携及び役割の分担

- ・ 市町段階においては、市町を中心とし、農業委員会、J A、土地改良区、農地バンク等の関係機関が連携し、農地バンク事業を推進するための「推進チーム」を構成する。
- ・ 市町は、各地域における農地バンク事業の実施にあたり、農地の地権者及び担い手の窓口業務や申請手続き、地元調整等について、主体となって実施する。なお、地域の実情に応じた役割分担については、関係機関で協議の上決定するものとする。また、円滑化事業から農地バンク事業への切替え手続きについては、これまでの経緯も踏まえ、J Aの協力を得て進めていく。
- ・ 農地バンクは、関係機関との情報共有を図り、円滑な事業推進に努めることとし、必要に応じて市町やJ A等との業務委託契約を締結する。

(2) 農業委員・農地利用最適化推進委員との連携

- ・ 「農地等の利用の最適化」を推進するため、県、市町、農業委員会、J A、農地バンク等の関係機関が緊密に連携し、農業委員・農地利用最適化推進委員が「地域の世話役」として、地域・集落での話合いに積極的に参加するよう促していく。
- ・ 農地等の利用の最適化活動と連動した農地バンク事業の活用を推進するため、農業会議、県、農地バンクは、農業委員・農地利用最適化推進委員等を対象とした研修会を開催する。

(3) 担い手組織等との連携

- ・ 農地バンクと連携協定を締結した担い手組織8団体（静岡県農業経営士協会、静岡県青年農業士会、静岡県認定農業者協会、静岡県農業青年クラブ、静岡県農業法人協会、静岡県農業参入法人研究会、静岡県稲作研究会、J A静岡青壮年連盟）との連携活動を強化するため、これら団体の総会、理事会、研修会などの様々な機会をとらえ、農地バンク事業に係る情報を提供する。

4 農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進

- ・ 農地バンク事業の周知徹底と制度理解の促進を図るため、県、市町、農業委員会、J A、農地バンクなど関係機関は、必要な時に必要な情報が提供できるよう、農地の流動化の検討が行われる秋冬時期を中心に、広報紙やホームページ、回覧などの媒体を活用して継続的な広報を実施する。
- ・ 令和元年度の農地バンク法改正のうち、事務手続きの簡素化や円滑化事業との統合一体化等の周知を徹底し、一層の活用を推進する。

5 各地域の取組の展開方向

(1) 賀茂地域

- ・ 南伊豆町及び松崎町では、優良農地の創出・確保に向けて、伊豆縦貫自動車道建設発生土を活用したほ場整備や機構関連事業の実施と連動して、面的な農地の集積・集約化を推進する。
- ・ がんばる新農業人支援事業の地域受入連絡会では、ハウスマカンやカーネーションによる新たな就農を支援しており、機構が新規就農者のための農地を中間保有する取組を推進する。

(2) 東部地域

- ・ 沼津市西浦地域の柑橘産地では、アンケートに基づく耕作状況の図示化を進め、地域の話し合いの場で将来の農地利用を検討するほか、農道整備や農道整備発生土を活用した園地整備と併せて、農地の集積・集約化を推進する。
- ・ 北駿地域では、次世代大規模施設団地の整備や基盤整備による水田の区画整理と連動し、農地の集積・集約化を加速する。
- ・ 箱根西麓地域など露地野菜産地では、営農環境の向上に向けた基盤整備の検討に係る地域の話し合いの場を活用して、担い手への農地の集積・集約化を推進する。
- ・ 首都圏に近い立地条件を活かし、地域外からの企業的経営体を新たな担い手として位置づけ、参入支援と併せて農地の集積・集約化を行う。

(3) 富士地域

- ・ 富士東部地区及び浮島地区では、基盤整備の実施と併せ、農地バンク事業を活用した担い手への水田の集積・集約化を推進する。
- ・ 畑や樹園地では、機構関連事業を活用した区画整備など面的整備の推進と併せて、農地の集積・集約化を推進する。

(4) 中部地域

- ・ 東豊田地区など基盤整備を計画している地域では、関係者の意向を調整しつつ事業推進と併せて、担い手への農地集積を推進する。
- ・ 清水区の基盤整備完了地区では、産地意向調査により担い手を特定するほか、土地改良区や農地利用最適化推進委員等と連携して高齢農家等の営農継続意向を確認し、担い手への集積を進める。
- ・ 施設園芸農家へのハウスリースや就農支援組織を通じた新規就農者への農地の斡旋を通じて農地の集積に取り組む。

(5) 志太榛原地域

- ・ 大井川下流域を中心とした水田地帯では、水田の大区画化や、レタスなど高収益作物の導入を可能とする基盤整備の推進とあわせて、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

- ・ 牧之原台地や北部中山間地域の茶園地帯では、乗用管理機械が導入可能な茶園に改良する基盤整備や茶園集積推進事業の実施と併せて、担い手への茶園の集積・集約化を推進する。

(6) 中遠地域

- ・ 水田では、大規模水稻経営体の育成に向けた水田の大区画化や耕作条件の改善に係る基盤整備と併せて担い手への農地の集積・集約化を推進する。
- ・ 茶園では、継続性の高い茶業経営体を育成するため、茶農協等の共同工場の組織再編や基盤整備と併せて担い手への農地集積・集約化を推進する。
- ・ 露地野菜では、産地拡大に向けて、水田の期間貸借の拡大や、荒廃農地の担い手への集積による再生・利用の拡大を推進する。
- ・ 新規就農者の育成に向けて、がんばる新農業人支援事業の地域受入連絡会と連携し、研修生の就農地の確保のために機構が農地を中間保有する取組を活用する。

(7) 西部地域

- ・ 人・農地プランの実質化に向け、各地区の農地利用調整協議会等を活用し、出し手や受け手に対する意向調査の実施や耕作状況図の作成等を推進する。
- ・ 樹園地では、園地基盤強化による生産性の向上を推進するため、改植や作業道・灌水設備等基盤整備の実施と併せて、担い手への集積・集約化を推進する。
- ・ 規模拡大を志向する担い手等を支援するため、荒廃農地の再生に係る補助事業や農地耕作条件改善事業などを活用した荒廃農地の再生・利用の拡大を推進する。